

2021 年 11 月 29 日

Contents

- I. セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する公正取引委員会における審査結果の概要
- II. 景品表示法の執行動向
- III. 令和 3 年 6 月 30 日医薬品入札談合事件判決について
- IV. 2021 年 5 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

I. セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する公正取引委員会における審査結果の概要

弁護士 鈴木 剛志/弁護士 中野 裕朗

令和 3 年 7 月 1 日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、セールスフォース・ドットコム・インク(以下「セールスフォース社」という。)及びスラック・テクノロジーズ・インク(以下「スラック社」という。)の統合(以下「本件統合」という。)について、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなつてはと判断したことを内容とする審査結果を公表した(令和 3 年 7 月 1 日付け「セールスフォース・ドットコム・インク及びスラック・テクノロジーズ・インクの統合に関する審査結果について」。以下「本件審査結果」という。)。混合型企業結合に関する公取委の審査の在り方を示す一例として、本件審査結果の紹介を行う。

第1. 商品・役務の概要等

1. CRM ソフトウェア

セールスフォース社は、CRM ソフトウェア¹を SaaS 型²で提供しており、いずれも第三者アプリ等との統合機能を備えている。同社が提供しているのは、主に、①営業向け、②カスタマーサービス向け、③マーケティング向け、④E コマース向けの各種の CRM ソフトウェアであり、それぞれ使用場面に応じた機能を有している。

¹ CRM ソフトウェアとは、Customer Relationship Management(顧客関係管理)のためのソフトウェアであり、マーケティング、カスタマーサポート等のあらゆる顧客接点に関連する情報の一元的管理のほか、顧客とのコミュニケーションの自動化機能等により業務効率化を可能にする。

² SaaS 型においては、他社が構築したサーバー環境上でシステムが運用・管理され、ユーザーは当該サーバーにアクセスする形でソフトウェアを使用することになる。

2. ビジネスチャットサービス

スラック社は、主に、社内向けのビジネスチャットサービスであるスラックを提供している。スラックを用いることにより、顧客はチャット機能、ビデオ・音声通話機能、第三者アプリ等との統合機能等を利用することができる。

第2. 市場画定

1. CRM ソフトウェア

CRM ソフトウェアの市場については、日本国内における「SaaS 型営業向け CRM ソフトウェア」、「SaaS 型カスタマーサービス向け CRM ソフトウェア」、「SaaS 型マーケティング向け CRM ソフトウェア」、「SaaS 型 E コマース向け CRM ソフトウェア」で画定するとともに、「SaaS 型 CRM ソフトウェア全体」についても重層的に画定された。この判断に際して、CRM ソフトウェアは、その目的に応じて種類ごとに主要な機能が異なり、需要及び供給の代替性が限定的である一方で、複数の種類をまとめたパッケージとしても提供されている点等が考慮された。また、実装方法の違いについては、互いに一定の代替性が認められるものの、セールスフォース社が SaaS 型 CRM ソフトウェアにおいて高い市場シェアを有することから、慎重な審査を期して「SaaS 型」に限定して市場画定がなされた。

2. ビジネスチャットサービス

公取委は、需要者ヒアリングや当事会社グループ（本件統合の当事会社それぞれを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を併せていう。以下同じ。）の内部文書も参考にしつつ、ビジネスチャットサービスは、①セキュリティ、ビジネスモデル等の点で消費者向けコミュニケーションサービスと、②機能、用途、統一規格の有無等の点で E メールと、③基幹的な機能の違い等の点で企業向け音声通話・ビデオ会議サービスと、需要及び供給の代替性が認められない、又は限定的であること等を理由に、日本全国の「ビジネスチャットサービス」として市場が画定した。

第3. 競争の実質的制限の有無の判断

セールスフォース社が提供する CRM ソフトウェアとスラック社が提供するビジネスチャットサービスは競合関係にも垂直関係にもないことから、本件統合が混合型企業結合に該当することを前提に、競争を実質的に制限することとなるかについての審査が行われた。

1. 本件統合の競争制限のメカニズム(theory of harm)

公取委は、本件統合の審査において、主な競争制限のメカニズムとして次の 4 つを検討した。

まず、本件統合の当事会社的一方による行動を原因として、他方当事会社の供給するサービスに関する市場において市場の閉鎖性・排他性が生じる可能性が指摘されている。原因となる当事会社的一方の行動としては、具体的には、①当事会社的一方が、他方当事会社の供給するサービスに係る他の供給者に対して、API³接続を遮断し、若しくは API の相互接続性を低下させること（以下「API 遮断等」という。）又は②需要者に対して、自

³ API(Application Programming Interface)とは、あるソフトウェアの機能、データ等を他のソフトウェアからでも利用可能にするための仕組みである。

社の供給するサービスに他方当事会社のサービスを組み合わせて供給すること(以下「組合せ供給」という。)の2つが挙げられている。

次に、③当事会社グループの間で競争事業者の秘密情報が共有され、当事会社グループがこれを自己に有利に用いることで、当該競争事業者が競争上不利な立場に置かれ、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性があることが指摘されている。

最後に、④当事会社グループが本件統合後のデータ集積によって競争上優位な立場に立つ等の弊害が生じる可能性が挙げられている。

2. ビジネスチャットサービス市場における閉鎖性・排他性

セールスフォース社が、API 遮断等やスラックの組合せ供給を行うことによって、ビジネスチャットサービス市場において市場の閉鎖性・排他性が生じる可能性は、能力及びインセンティブの観点から検討された。

まず、能力の観点から以下の各点が検討され、セールスフォース社について、API 遮断等やスラックの組合せ供給により市場の閉鎖性・排他性を生じさせる能力が否定された。

- (i) SaaS 型 CRM ソフトウェア全体及び SaaS 型マーケティング向け CRM ソフトウェアについては、セールスフォース社の市場シェアがいずれも約 35%以下であり、有力な競争事業者が複数存在すること。
- (ii) SaaS 型営業向け CRM ソフトウェア、SaaS 型カスタマーサービス向け CRM ソフトウェア及び SaaS 型 E コマース向けソフトウェアについては、市場シェア約 10%以上の競争事業者が存在し、隣接市場であるオンプレミス型の各市場からの競争圧力も存在すること⁴。
- (iii) CRM ソフトウェア及びビジネスチャットサービスが相互に不可欠な機能ではなく、単独で利用できるサービスであり、実際に両者の統合機能の利用が進んでいないこと。
- (iv) CRM ソフトウェアを利用するのは営業部門等需要者の一部の部門であり、ビジネスチャットサービスも部門ごとに異なるサービスが採用される場合もあることから、セールスフォース社の API 遮断等による影響を受けうる範囲が限定的であることに加えて、統合機能の利用が限定的であることから、API 遮断等による排除効果の及ぶ範囲は極めて限定的であること。
- (v) セールスフォース社が API 遮断等を行った場合でも、需要者がセールスフォース社の提供する各種の CRM ソフトウェアをスラック以外のビジネスチャットサービスと統合する方法が存在すること。

また、セールスフォース社が API 遮断等及びスラックの組合せ供給を行うことは、その排除効果が極めて限定的であることに加えて、競争事業者及び需要者がセールスフォース社の事業について統合機能による高い利便性の実現をその中心的な価値の一つにするものと認識しており、これに反する当該各行為には、セールスフォース社にとって事業継続上及びレピュテーション上多大なリスクが伴うことから、当該各行為による市場の閉鎖性・排他性を生じさせるインセンティブも否定された。

3. CRM ソフトウェア市場における閉鎖性・排他性

スラック社についても、能力及びインセンティブの観点から、API 遮断等及び CRM ソフトウェアの組合せ供給を行うことにより CRM ソフトウェア市場における市場の閉鎖性・排他性の問題を生じさせる可能性が検討された。

まず、能力については、上記第3、2(iii)のほか、以下の点を考慮して、API 遮断等及び CRM ソフトウェアの組合せ供給により市場の閉鎖性・排他性の問題を生じさせる能力が否定された。

⁴ オンプレミス型の各種の CRM ソフトウェアの供給者が、具体的な商談においてセールスフォース社と競合したことのある点が摘示されている。

- (i) スラック社の市場シェアが約 15%より低いと考えられ、また、需要者は部門ごとにビジネスチャットサービスを導入したり複数のビジネスチャットサービスを併用したりしていること。
- (ii) スラック社の API 遮断等による影響を受けるのは、単一のビジネスチャットサービスのみを利用しており、かつ、CRM ソフトウェアと統合しているごく一部の需要者であり、API 遮断等による排除効果が及ぶ範囲は極めて限定的であること。
- (iii) スラック社が API 遮断等を行った場合でも、需要者がスラック社の提供するビジネスチャットサービスをセールスフォース社以外の CRM ソフトウェアと統合する方法が存在すること。

また、スラック社が API 遮断等及び CRM ソフトウェアの組合せ供給を行うことは、その排除効果が極めて限定的であるのに対して、統合機能による高い利便性の実現がスラック社の事業の中心的な価値の一つであると競争事業者及び需要者において認識されており、これに反する当該各行為には、スラック社にとって事業継続上及びレピュテーション上多大なリスクが伴うことから、当該各行為による市場の閉鎖性・排他性を生じさせるインセンティブも否定された。

4. 秘密情報の共有可能性

当事会社グループがそれぞれ供給する CRM ソフトウェア及びビジネスチャットサービスを統合するためには、API を開放することで足り、その過程において競争上の重要な秘密情報の交換が行われることは通常考え難いことから、当事会社グループ間において競争事業者の秘密情報が共有される可能性も否定された。

5. 蓄積されたデータの利用可能性

最後に、本件統合後における蓄積データの利用可能性については、当事会社のいずれにおいても、特に機微性の高い内容を含むデータの利用には、契約上又は利用規約上、需要者の同意や指示が必要されており、恣意的な利用を防ぐための一定の措置(暗号化やアクセス制限等)が施されていることに加えて、CRM ソフトウェア及びビジネスチャットサービスにおいて蓄積されたデータを組みわせて使用することにより、事業上大きな価値が生まれるとして現時点において具体的に想定されるものがないことから、当事会社グループが競争上優位な立場に立つ等の弊害が生じることも考え難いと結論付けられた。

第4. おわりに

本件統合について、公取委は、以上のような検討を経て、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。競争を実質的に制限することとなるかについての判断に際して、IT 分野における競争制限のメカニズムの一例が示されており、また、想定された競争制限のメカニズムに対する分析のアプローチが明確になっている点において、今後の混合型企業結合(特に、IT 分野)に関する審査について示唆を与えるものと考えられる。

Ⅱ. 景品表示法の執行動向

弁護士 中野 雄介

2021 年 7 月 21 日、消費者庁は、[「令和2年度における景品表示法の運用状況及び表示等の適正化への取組」](#)と題するプレスリリース(以下単に「運用状況」という。)を公表した

また、消費者庁は、毎月月末ころに、「景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要の公表」と題するプレスリリースを行っており、その最新版は [2021 年 9 月 30 日現在のもの](#)（以下「9月月次公表」という。）である。

本稿では、これらの内容の紹介を中心に、景品表示法の執行動向を概説する。なお、本稿においては原則として西暦を用いる。消費者庁における 2020（令和 2）年度は、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までを指す。

第1. 景品表示法違反被疑事件の処理状況等

運用状況によれば、2020 年度の調査件数は、2019 年度の 492 件から 440 件に減少しているが、過年度からの繰越しを除外した「新規件数」は 280 件から 289 件に増加している。「新規件数」は、「職権探知」、「情報提供」及び「自主報告」に分類されているが、職権探知の件数が 44 件から 95 件と倍以上に増加していることが目を引く。消費者庁による措置命令の件数は 40 件から 33 件へ、課徴金納付命令の件数は 17 件から 15 件へ、それぞれ微減となった。コロナウイルス禍によって消費者庁の活動も一定の制約を受けたと考えられることも考慮すると、執行状況が緩和されたとは評価できないであろう。なお、9月月次公表の1頁目（統計部分）により、2017 年度以降は年度あたり 30 件以上の措置命令件数が維持されていること、2016 年度から導入された課徴金納付命令については、2017 年度以降、年度あたり 10～20 件のペースが続いていることが確認できる。

運用状況に示されている直近3年度における「調査件数」に占める「措置命令」の件数の割合は、小数点第1位を四捨五入するといずれも 8% である。

2020 年度の課徴金の総額は、11 億 7238 万円であったが、5 億 5274 万円と 3 億 7478 万円の2件が大きく、残る 15 件の課徴金の額はいずれも 1 億円に満たなかった。また、2020 年度においては、1 件の実施予定返金措置計画が認定された。消費者庁は、[認定された返金措置一覧を公表](#)しているが、課徴金納付命令導入後の通算公表件数はいまだに 4 件であり、返金措置の実施による課徴金の額の減額の制度（景品表示法 10 条）の利用は低調である。措置命令と課徴金納付命令が同一案件について行われる場合の前後関係については、前者を先行させるのが消費者庁の実務であるが、9月月次公表に収録されていた課徴金納付命令 18 件について見たところ、両命令の間隔は、最短で 185 日（6 ヶ月強）、最長で 1427 日（約 47 ヶ月）であり、平均は 566 日（19 ヶ月弱）であった。

また、運用状況によれば、消費者庁が措置命令を行った案件のうち、過去 3 年度の間に課徴金を賦課しないこととされた案件の合計は 44 件とのことである。このような案件が発生する理由としては、①景品表示法 5 条 1 号（優良誤認表示）・2 号（有利誤認表示）の違反は課徴金納付命令の対象となるが、同条 3 号（その他の不当表示）の違反に対しては課徴金納付命令を出すことはできないこと（景品表示法 8 条 1 項本文）、②違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金は賦課されないこと（景品表示法 8 条 1 項ただし書）、③計算された課徴金額が 150 万円未満となる場合には課徴金は賦課されないこと（同）、が挙げられる。

9月月次公表によれば、2014 年 12 月以降の都道府県知事による措置命令も累計で 45 件あり、応当期間の国による措置命令の件数（229 件）の 2 割程度となっているし、都道府県知事による措置命令がなされた件について課徴金納付命令が出されることもあるため、軽視できない。人口が最も多い東京都は 7 件で 2 位である一方、人口では 2 位の神奈川県はゼロ、人口では 3 位の大阪府は 13 件で最多となっている。一方で、ゼロの府県が 33 もあり、執行状況にはばらつきがあると言える。景品表示法に関する消費者庁と都道府県知事の権限の関係（景品表示法 33 条 11 項等）については、[消費者庁ウェブサイト](#)に図があり参考になる。

第2. 新型コロナウイルスへの予防効果等を標ぼうする不当表示等への対応

運用状況は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、同ウイルスへの効果等を標ぼうする表示が見られたことを踏まえ、それらの表示の適正化に積極的に取り組んだ」との記述に続き、インターネット上の広告等の緊急監視を行ったことや、2020 年度中の国による措置命令 33 件のうち 21 件が消毒、除菌等の効果等についての不当表示に対するものであったことを強調している。このような施策は、職権探知の急増にも一定程度寄与したものと思われる。

運用状況の別紙1や9月月次公表においても、このカテゴリーに属する執行事例が多数確認できるが、コロナウイルス対策を直接謳う商品だけではなく、他のウイルス、細菌、浮遊物の除去を謳う商品や、塩素やアルコールの濃度の表示に問題があるものなど、様々なものがある。運用状況の別紙1の一番右の「違反法条」の欄に「(第7条第2項適用)」とあるのは、景品表示法 5 条 1 号(優良誤認表示)の場合に利用可能な不実証広告規制が適用されたという意味であるが、この種の商品については、不実証広告規制が適用されている案件が多い。

第3. 健康増進法との一体的な執行

健康食品が広く普及し、インターネット等を利用した広告・宣伝が活発に行われていること、それらの中には、健康増進法 65 条 1 項に違反する虚偽・誇大広告や景品表示法の不当表示に当たるおそれのあるものも見受けられることから、消費者庁は、景品表示法と健康増進法を関連付けて執行しており、運用状況もこれを強調している。

消費者庁は、2016 年 6 月 30 日に全面改訂した「[健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について](#)」の周知に引き続き力を入れるとともに、インターネット上で食品の虚偽・誇大広告の監視を行い、健康増進法 65 条 1 項(誇大表示の禁止)に違反するおそれがある事案について表示の改善を要請したことを公表した。これに相当するプレスリリースは、既に [2020 年 3 月 10 日](#)、[同年 3 月 27 日](#)、[同年 6 月 5 日](#)、[2021 年 2 月 19 日](#) 及び [同年 6 月 25 日](#) の 5 回にわたっており、商品名や事業者名を特定することなく、表示されていた効果等を列挙する形で公表されているが、その過半数が、健康食品に関するものである。

それとは別途、消費者庁は、2020 年度に 17 件の指導を行い、景品表示法に基づく措置命令2件も行っている。要請ないし指導で足りる事案についてはその範囲に留め、悪質な事案について措置命令を行っているように見受けられる。措置命令に至った2件は、①商品を摂取するだけで、免疫力が高まり、疾病の治療または予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた、②商品を摂取することにより、商品に含まれる成分の作用による著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた、という案件であり、いずれも、不実証広告規制が適用されている。

第4. 打消し表示

運用状況は、いわゆる「打消し表示」(典型的には、「毎月●円、全て込み」といった主たる訴求について「別途、登録料が必要」といった留保の表示を指すが、様々な類型がある。)に対する評価を行った事件 21 件を一覧表にしている。それら 21 の個別の事件についてのプレスリリースを検索すると、いずれのプレスリリースにおいても「打消し表示」との検討項目がある。

このような一覧表をわざわざ運用状況に掲載しているのは、引き続き、打消し表示が重要な実務上の課題であるからと考えられる。打消し表示に関する消費者庁の見解で最も重要な資料は、2017 年 7 月 14 日に公表された「[打消し表示に関する実態調査報告書](#)」であるが、運用状況に紹介されている 2018 年 5 月及び 6 月に公表された資料2点も有用である。

第5. 景品事件の処理状況

運用状況によれば、2020 年度における景品事件の国による措置命令件数は、例年どおりゼロであったが、11 件の指導がなされている(2019 年度は 18 件)。景品事件については法執行がないと誤解している向きもあるが、少なくとも、消費者庁による指導はなされていることには留意が必要である。

また、都道府県知事による法執行の最近の事例として、[株式会社産業経済新聞社ほか 2 名に対する大阪府知事による措置命令](#)(2019 年 3 月 19 日)がある。この件については、措置命令後にも同社の大阪販売局により、措置命令に違反する景品規制違反行為が行われていたことが最近判明し、コンプライアンス上も注目される案件となっている([株式会社産業経済新聞社による 2021 年 7 月 9 日付けプレスリリース](#))。

Ⅲ. 令和 3 年 6 月 30 日医薬品入札談合事件判決について

弁護士 山田 篤/弁護士 杉田 都乃

第1. 独占禁止法違反の刑事告発について

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、独占禁止法違反の事件のうち、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質・重大な事案、違反行為を反復継続して行っている事業者、業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち行政処分では法目的を達成できない事案について、刑事処分を求めて告発する方針としている⁵。

独占禁止法違反事件において刑事告発がなされる事案は決して多くはなく、公取委がこれまで(令和 3 年 7 月 31 日まで)に行った刑事告発は、計 24 件にとどまる⁶。直近の事案としては、平成 30 年に刑事告発された大成建設(株)ほか 3 社及びその担当者らに対するいわゆるリニア談合事件につき、平成 30 年 10 月 22 日及び令和 3 年 3 月 1 日に有罪判決が下され、被告会社ら 4 社に最大 2 億 5000 万円の罰金、被告人ら 2 名には各懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年)の判決が言い渡されている。

今回、医薬品入札談合事件が刑事告発され、令和 3 年 6 月 30 日に有罪判決が出されたことを踏まえ、以下その概要を紹介するものである。

第2. 事件及び判決の概要

1. 事件の概要

(1) 本件の経緯

本件は、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「地域医療機構」という。)が平成 28 年及び平成 30 年に発注した、同機構が全国で運営する 57 の病院や介護老人保健施設向け医療用医薬品契約に係る一般競争入札を巡って、事前に受注業者を割り振り談合を繰り返していたとして、医薬品卸大手 3 社、並びに前記 3 社において地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた 7 名に対し、公取委が不当な取引制限(入札談合)に該当するとして、独占禁止法違反で刑事告発したものである。

⁵ 「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」(平成 17 年 10 月 7 日公表、令和 2 年 12 月 16 日改定)(https://www.jftc.go.jp/hourei_files/kokuhatsuhoushin.pdf)。

⁶ 過去の事件の概要については https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa_files/hansokuitiran.pdf 参照。

罪名及び罰条は、いずれも独占禁止法の第 89 条第 1 項第 1 号と第 3 条、第 95 条第 1 項第 1 号違反、刑法第 60 条違反である。

(2) 告発されなかった事業者

なお、本件においては上記 3 社(以下当該 3 社を「被告発会社ら」という。)以外にもう 1 社が入札談合に関与していたとみられ、検察側の冒頭陳述においても、被告発会社らを含む医薬品卸大手 4 社による談合行為が指摘された。この 1 社については業界最大手であり、被告発会社らと同様に立入調査も実施されていたにもかかわらず、公取委による告発が行われておらず、したがって起訴もされていない。

この点について、独占禁止法においては、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公取委に自主的に報告した場合、課徴金が減免されるという課徴金減免制度が採用されているところ⁷、公取委は、刑事告発事案については、「調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者」については、刑事告発を行わないという方針⁸をとっている。したがって、今回、上記 1 社については、公取委による調査前に課徴金減免制度に基づき最初に報告をしたため、公取委による立件が見送られたとみられる。

(3) 判決

令和 3 年 6 月 30 日、東京地方裁判所において、本件はいずれも有罪と認められ、被告発会社らに対してはいずれも罰金 2 億 5000 万円が、うち 2 社の元幹部に対しては懲役 2 年、執行猶予 3 年、その他 5 人の元幹部には懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の有罪判決が言い渡された。

2. 問題となった行為

(1) 告発事実

本件の告発にあたっては、公取委は、前記医療品購入契約について、被告発会社らが受注予定事業者を決定して当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社らが共同して、前記各契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記各契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものであるとして、独占禁止法 3 条で禁止される不当な取引制限に該当すると主張した。公取委が具体的に主張した事実は以下のとおりである。なお、以下においては、既述 1(2)記載の経緯によって本件においては立件されていない 1 社についても違反行為の主体として含んだかたちの記載としている。

被告発会社らは、いずれも医薬品の卸売業等を営む事業者であり、被告発人 7 名は、被告発会社らにおいて、地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札、及び価格交渉等に関する業務に従事していた。

被告発人 7 名のうち 5 名は、自らと同様の事業を営む事業者に所属しており、かつ自身と同様の業務に従事していた者らと共に、それぞれが所属していた被告発会社らを含む 4 社の他の従業者らと共謀の上、その業務に関連して、いわゆる入札談合行為を行った。

⁷ https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/genmen_2.html 参照。

⁸ 前記脚注 1 参照。

具体的には、平成 28 年 6 月上旬頃、東京都内の貸会議室等において、面談等の方法を用いて、同年 5 月 27 日に地域医療機構が製薬会社及び用法から区分した医薬品群ごとに一般競争入札を実施する旨公告した地域医療機構が運営する 57 病院における医薬品購入契約について、4 社がそれぞれ何割程度ずつ受注するかという受注予定比率をあらかじめ設定し、その設定した比率に合うように、医薬品群ごとに受注予定事業者を決定しておくとともに、当該受注予定事業者が実際に受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、かかる合意に従って、前記医薬品購入契約について、あらかじめ予定されたとおりに受注予定事業者を決定するなどしたとされている。

なお、被告発会社らは、同様の談合行為を平成 30 年にも行っており、かかる行為には前記被告発人 7 名のうち 6 名が関与していたとされ、つまり、被告発人のうち大多数は、平成 28 年と平成 30 年の 2 度にわたって、大規模な談合行為を行ったこととなる。平成 30 年においても同様に、他の事業者らと共に、また、被告発人らが所属するそれぞれの被告発会社らの他の従業者らと共に、被告発会社等の業務に関連して、地域医療機構が運営する 57 病院における医薬品購入契約について、前記同様、あらかじめ受注予定事業者を決定する合意をした上、同合意に従って、実際に受注予定事業者を決定するなどしたとされている。

(2) 罰金及び量刑判断の理由

東京地裁判決においては、告発事実と概ね同様の事実が認定された。

量刑については、判決理由において、本件各医薬品購入契約の入札単位となる医薬品群が 350 余りと多数であること、落札価格の合計が 1400 億円を超える大規模なものであったこと、加えて、本件各受注行為が、医療機関への販売価格を高止まりさせ、薬価の改定にも影響を及ぼしうるものであることが指摘された。そして、それらを踏まえ、東京地裁は、本件受注調整行為を「国民生活に広範な影響を及ぼす悪質かつ重大なもの」と評価し、また、過去にも同様の受注調整行為について課徴金納付命令を受けているにもかかわらず、それ以降も受注調整行為を繰り返したことを指摘した。一方で、被告発人らに対する量刑については、個人的な利益を得たわけではなく、公取委や検察庁による捜査等に協力したことや捜査・公判を通じて終始反省の態度を示しているなどとして執行猶予付き判決とした。

以上のような被告発会社らへの判決を踏まえると、前記のとおり本件の談合（受注調整）行為が「国民生活に広範な影響を及ぼす悪質かつ重大なもの」であったことを重く評価したと考えられる。被告発人 7 名の個人に対する判決については、これまで独占禁止法違反事件の事例において個人に対して実刑判決が下された例はないところ、今回も、個人的に利益を得た等の事情がないことなどの事情を考慮し、執行猶予付きの判決となったと思われる。

第3. 本判決の意義

第 1 において既に述べたように、独占禁止法違反事件において刑事告発が行われる事案は悪質かつ重大な事案と評価される事案に限られ、その数も他の行政処分事例に比して極めて少ない。しかるに、本判決において下された各 2 億 5000 万円という罰金額は、独占禁止法違反に関する刑事事件の中でも 2 番目に大きい罰金額であり、大規模かつ重大な事件であったといえる⁹。

本件においては、受注調整にかかわった従業員は平成 28 年時が 5 人、平成 30 年時が 6 人であり、そのうち 4 人が 2 度の受注調整にかかわるなど、複数回にわたって同様の従業員による談合が繰り返されており、また、受注規模額は 2 回あわせて約 1400 億円を超えるなど、談合自体の規模が大きい。公取委は、本件入札談合

⁹ 法人に対する罰金刑の多額は平成 14 年改正において 1 億円から 5 億円に引き上げられた。

が、国民の保険医療を支える上で社会的に必要不可欠な医薬品を対象としたものであり、医療保険制度の下で保険料を負担する全国民に多大に影響を与えた事案であり、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案あること、また、本件の被告発会社の中には、過去にも公取委の処分を受けていた事業者が含まれていることを重視して告発したとのことであり、上記の判決もこれらの事情を踏まえて前記量刑判断に至ったものと考えられる。公取委は、本件を告発することは、「今後、入札談合や価格カルテルを抑止する上で大きな意義を持つ」との見解を示しているが、従前から国民生活に影響の大きい入札談合や価格カルテル事件については法執行の柱と位置付け厳正に対処する旨述べ、悪質かつ重大な案件と評価した場合には積極的に刑事告発等を行ってきたところであり、本件は、入札談合及び価格カルテルに対して引き続き公取委が厳正に対処する姿勢をとることが示されたものといえる。

以上

IV. 2021 年 5 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2021 年 5 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Merger Remedies Guide – Fourth Edition (Japan chapter)
2021 年 11 月（著：[バシリ ムシス](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[金子 涼一](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 公取委、第 219 回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について
2021 年 11 月（著：[臼杵 善治](#)） 商事法務ポータル
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
- ◆ Getting the Deal Through – Pharmaceutical Antitrust 2021 (Japan Chapter)
2021 年 7 月（著：[中野 雄介](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 連載企画 景品表示法 Q&A[こんなときは]①-③
2021 年 3 月、5 月、7 月(著：[臼杵 善治](#))
しんくみ 2021 年 3 月 第 68 巻第 3 号、2021 年 5 月 第 68 巻第 5 号、2021 年 7 月 第 68 巻第 7 号
- ◆ Chambers Global Practice Guides on Cartels 2021 – Law & Practice
2021 年 6 月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[臼杵 善治](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Market Intelligence – CARTELS IN JAPAN – 2021
2021 年 5 月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 論点体系 独占禁止法 ― 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 下請代金支払遅延等防止法＜第 2 版＞
2021 年 5 月(著：[中野 雄介](#)、[原 悦子](#)) 第一法規株式会社

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 中野 雄介 (yusuke.nakano@amt-law.com)
 - 弁護士 山田 篤 (atsushi.yamada@amt-law.com)
 - 弁護士 鈴木 剛志 (takeshi.suzuki@amt-law.com)
 - 弁護士 中野 裕朗 (hiroaki.nakano@amt-law.com)
 - 弁護士 杉田 都乃 (tono.sugita@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

■ Key Members



石田 英遠

パートナー

hideto.ishida@amt-law.com

Tel : 03-6775-1019

Fax : 03-6775-2019



江崎 滋恒

パートナー

shigeyoshi.ezaki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1040

Fax : 03-6775-2040



中野 雄介

パートナー

yusuke.nakano@amt-law.com

Tel : 03-6775-1049

Fax : 03-6775-2049



山田 篤

パートナー

atsushi.yamada@amt-law.com

Tel : 03-6775-1134

Fax : 03-6775-2134



バシリ ムシス

パートナー

vassili.moussis@amt-law.com

Tel : 03-6775-1393

Fax : 03-6775-2393



原 悦子

パートナー

etsuko.hara@amt-law.com

Tel : 03-6775-1088

Fax : 03-6775-2088



鈴木 剛志

パートナー

takeshi.suzuki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1288

Fax : 03-6775-2288



臼杵 善治

パートナー

yoshiharu.usuki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1168

Fax : 03-6775-2168



矢上 浄子

パートナー

kiyoko.yagami@amt-law.com

Tel : 03-6775-1185

Fax : 03-6775-2185



石田 健

スペシャル・カウンセラー

takeshi.ishida@amt-law.com

Tel : 03-6775-1485

Fax : 03-6775-2485

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com